

第123回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所

東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア 3 階 TKPガーデンシティ PREMIUM神保町 プレミアムガーデン

※ 開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

書面(郵送)又はインターネットによる議決権行使期限

2024年6月26日 (水) 午後5時15分まで ※詳細につきましては、3・4頁をご参照ください。

>
/ K

議決権行使に	ついての	ご案内	3
『株主総会ポー	-タル®』	のご案内・・	4
株主総会参考書	類		
第1号議案	剰余金の	処分の件…	6
第2号議案	取締役6	名選任の件	7
第3号議案	監査役1	名選任の件	12
事業報告			
連結計算書類	-		
計算書類			41
監査報告書…			46

第123回定時株主総会招生ご通知・・・・・・1

▶第123回定時株主総会におきまして、お土産の配付は予定しておりません。何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。



東海運株式会社

証券コード:9380

証券コード:9380 2024年6月7日 (電子提供措置の開始日 2024年6月5日)

株主各位

東京都中央区晴海一丁月8番12号

東 海 運 株 式 会 社 代表取締役 松 井 伸 介

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトを含む以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し、トげます。

当社ウェブサイト

https://www.azumaship.co.jp/ir/stock/meeting.html



東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

東証ウェブサイトにおいては、銘柄名(東 海運)又は証券コード(9380)を入力・ 検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。



株主総会ポータル®(三井住友信託銀行)

https://www.soukai-portal.net

向封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日(水曜日) 午後5時15分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬具

1日 時	2024年6月27日(木曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)
2 場 所	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア3階 TKPガーデンシティPREMIUM神保町 プレミアムガーデン
	※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。
3 目的事項報告事項	 (1) 第123期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第123期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件
4 議決権行使 についての ご案内	 (1) 書面(郵送)による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前頁に記載の 行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使用紙において、議 案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせ ていただきます。 (2) インターネットによる議決権行使の場合 4頁に記載のご案内をご確認のうえ、前頁に記載の行使期限までに議決権を行 使してください。 (3) 3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」もあわせてご参照ください。
5 その他本招 集ご通知に 関する事項	(1) 会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、第123回定時株主総会より電子提供措置事項はウェブサイトで提供することといたしましたので、前頁に記載のウェブサイトにアクセスのうえご確認をお願いします。また、次回以降に書面での資料送付を希望される方は、書面交付請求について当社株主名簿管理人の三井住友信託銀行、又はお取引の証券会社までお問い合わせください。基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、法令及び当社定款の定めに従い、電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。 (2) 電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、本招集ご通知及び電子提供措置事項を記載した書面には記載しておりません。 ・連結計算書類の「連結注記表」 ・計 算 書 類 の「個別注記表」なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知に記載しております各書類のほか、上記書類も含まれております。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。 議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月27日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)



インターネットで議決権 を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否を ご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時15分入力完了分まで



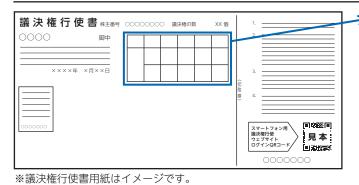
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、ご返送くださ い。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時15分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合
- > 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合
- 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合
- ≫ 「**賛**」の欄に○印
- 全員反対する場合
- 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を 反対する場合
- **|賛** 」の欄に○印をし、 ≫ 反対する候補者の番号を ご記入ください。
- ・インターネット及び書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

『株主総会ポータル®』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に!

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。 株主総会資料も閲覧できます。

POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使 書用紙に記載のQRコード[®]を読み取り簡 単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

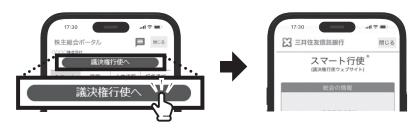




POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。 議案を確認後、そのまま議決権行使が 可能です。



インターネットによる議決権行使期限 2024年6月26日 (水曜日) 午後5時15分まで

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。

株主総会ポータルURL ▶https://www.soukai-portal.net

≪議決権行使方法≫

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶https://www.web54.net

- ●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- ●インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を 有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたも のを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 午前9時~午後9時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、安定的な配当の維持、経営体質の強化と今後の事業 展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、期末配当金につきましては、1株当たり4円といたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、すでにお支払いしております中間配当金3円(特別配当1円を含

む)を含め、1株当たり7円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金 4円 総額 113,361,276円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、社外取締役3名を含む取締役全員(9名)の任期が 満了いたします。

つきましては、経営体制の効率化のために3名減員し、社外取締役3名を含む取締役6名 の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号			氏名	地位	担当等
1	数井	しんすけ 伸介	再任	代表取締役社長	監査部管掌
2	なかやま 中山	のりあき典昭	再任	取締役 常務執行役員	サステナビリティ推進部、 海運事業部担当
3	ねず根津	よしあき	再任	取締役 常務執行役員	京浜事業部、関東事業部、 中部事業部、九州事業部担当
4	おおすぎ	^{ひでお} 秀雄	再任 社外 独立	取締役	
5	ましだ	ana 稔	再任 社外 独立	取締役	
6	かつみ勝海	かずひろ	再任 社外 独立	取締役	

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数				
1	数 井 伸 介 (1963年10月20日)	1988年 4 月 当社入社 2008年10月 当社環境事業室長 2010年 7 月 当社営業企画部長 2016年 4 月 当社九州事業部長 2017年 4 月 当社執行役員九州事業部長 2018年 4 月 当社執行役員海運事業部長 2018年 6 月 当社取締役執行役員海運事業部長 2019年10月 当社取締役執行役員 2021年 4 月 当社取締役常務執行役員 2022年 4 月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 【管掌】 監査部	8,200株				
	[取締役候補者とした理由] 当社の営業部門及び事業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2018年、当社取締役執行役員に就任し、取締役常務執行役員を経て、2022年4月より代表取締役社長に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。						
2	なか やま のり あき 中 山 典 昭 (1959年7月5日)	1982年 4 月 小野田セメント株式会社入社 2015年 4 月 太平洋セメント株式会社 セメント事業本部管理部長 2017年 4 月 当社入社 当社経営戦略部長 2018年 4 月 当社執行役員経営戦略部長 2019年 4 月 当社執行役員企画管理部長 2019年 6 月 当社取締役執行役員企画管理部長 2020年 4 月 当社取締役執行役員 2022年 4 月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 サステナビリティ推進部、海運事業部	5,000株				
	【担当】						

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数			
3	ね づ ぱし ^{あき} 根 津 由 明 (1963年10月8日)	1988年10月 当社入社 2017年6月 当社関東事業部長 2019年4月 当社執行役員関東事業部長 2021年4月 当社上席執行役員京浜事業部長 2023年4月 当社常務執行役員 2023年6月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 京浜事業部、関東事業部、中部事業部、 九州事業部	4,700株			
	取締役候補者とした理由] 当社の事業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2023年6月より当 社取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を 活かしていけるものと判断しております。					
4	大杉秀雄 (1946年6月19日)	1975年 3 月 公認会計士登録 2010年 7 月 公認会計士大杉秀雄事務所開業 (現在に至る) 2016年 6 月 当社取締役 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 公認会計士大杉秀雄事務所 公認会計士	0株			
	幅広い見識を有しており、 をサポートしていただくこ	理由及び期待される役割] ことしての豊富な業務経験を通して、企業財務及び会計に関する 主に公認会計士としての客観的な視点から経営全般の意思決定 とを期待しております。なお、2016年より当社社外取締役に就 社の社外取締役として、その職務を適切に遂行していただける	01%			

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
5	吉 臣 稔 (1958年11月27日)	1982年 4 月 株式会社第一勧業銀行入行 2007年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行 トランザクション業務管理部長 2010年 8 月 みずほインターナショナルビジネスサービス 株式会社上席執行役員 2016年 4 月 みずほビジネスパートナー株式会社常勤監査役 2020年 6 月 同社顧問 2022年 6 月 当社取締役 (現在に至る)	O株
	会計に関する幅広い見識を していただくことを期待し	型由及び期待される役割] の豊富な業務経験や監査業務等の経験を通して、企業財務及び での豊富な業務経験や監査業務等の経験を通して、企業財務及び で有しており、客観的な視点から経営全般の意思決定をサポート しております。なお、2022年より当社社外取締役に就任してお ト取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判	
6	勝海 和 弘 (1961年3月1日)	1983年 4 月 大阪商船三井船舶株式会社入社 2013年 6 月 商船三井興産株式会社取締役執行役員 2016年 4 月 MOLエンジニアリング株式会社取締役 2019年 6 月 同社常務取締役 2021年 4 月 MOLマリン&エンジニアリング株式会社 常務取締役 2022年 4 月 同社取締役常務執行役員 2022年 6 月 当社取締役 (現在に至る)	0株
	に携わってきた経営経験を していただくことを期待し	理由及び期待される役割] 長年にわたる豊富な業務経験と知識を有しているほか、企業経営 を有しており、客観的な視点から経営全般の意思決定をサポート しております。なお、2022年より当社社外取締役に就任してお ト取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判	

- (注) 1.他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2.候補者大杉秀雄氏、吉田稔氏及び勝海和弘氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 - 3.候補者大杉秀雄氏、吉田稔氏及び勝海和弘氏は、社外取締役候補者であります。 なお、3氏は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、 本定時株主総会で再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 4.候補者大杉秀雄氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年であります。
 - 5.候補者吉田稔氏及び勝海和弘氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年であります。
 - 6.当社と候補者大杉秀雄氏、吉田稔氏及び勝海和弘氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、600万円又は同法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額に限定するものとしております。

なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について 善意且つ重大な過失がないときに限るものとしております。

各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

7.当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。本定時株主総会で再任が承認された場合、再任する候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

第3号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役大田耕作氏の任期が満了いたします。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案が承認可決されますと、在任中の監査役を含め4名となります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
【新任】 後藤董人 (1965年10月17日)	1988年 4月 小野田セメント株式会社入社 2017年 4月 太平洋セメント株式会社監査部監査グループリーダー 2022年 4月 同社監査部長兼監査グループリーダー 2022年 5月 同社監査部長 (現在に至る)	0株
	の管理部門における豊富な業務経験と知識を有しております。同氏は会 りませんが、経営全般の監視と有効な助言を期待し、当社の社外監査役	

- (注) 1.候補者後藤重人氏は、当社大株主である太平洋セメント株式会社の監査部に現在勤務しております。 なお、同氏は本定時株主総会にて選任が承認された場合、現在在籍している太平洋セメント株式会社 を退職予定であります。
 - 2.候補者後藤重人氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3.当社は、本定時株主総会で候補者後藤重人氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。

同契約の概要は、監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、600万円又は同法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額に限定するものとしております。

- また、上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限るものとしております。
- 4.当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。本定時株主総会で候補者後藤重人氏の選任が承認され、その後監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

(ご参考) 第123回定時株主総会後の経営体制

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の経営体制は、以下のとおりであります。

								特に期待	する分野	・スキル		
氏名	役職	社外	独立	企業経営	国際性	事業戦略	営業	財務・ 会計	法務・ コンプライ アンス	サステナ ビリティ・ ESG		
松井 伸介	代表取締役 社長			0		0	0		0	0		
中山 典昭	取締役 常務執行役員			0		0	0	0	0	0		
根津 由明	取締役 常務執行役員			0		0	0			0		
大杉 秀雄	取締役	•	•	0				0	0	0		
吉田 稔	取締役	•	•	0	0			0	0	0		
勝海和弘	取締役	•	•	0		0		0		0		
後藤 重人	常勤監査役	•						0	0	0		
志々目 昌史	監査役	•	•						0			
三塚 一彦	監査役	•	•	0				0	0			
前田 安彦	監査役				0	0	0			0		

[※] 上記は、各役員に特に期待する分野・スキルであり、各役員の有するすべてのスキル・専門 的知見を表すものではありません。

事 業 報 告

(2023年 4 月 1 日から) (2024年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進行する中で、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により、景気は緩やかな回復が続いていたものの、物価高による内需の低迷や人手不足を背景とした供給制約、長期化する不安定な世界情勢の影響による地政学リスクの高まり、中国をはじめとする海外経済の減速が下押し要因となり、依然として不安定な状況で推移しました。

物流業界におきましては、生産関連貨物について、企業の堅調な設備投資意欲は持続しているものの、供給制約の影響などから弱い荷動きとなりました。また、建設関連貨物については、公共投資が関連予算の効果もあり底堅く推移した一方で、住宅投資は新設住宅着工戸数が伸び悩み、低調な荷動きとなりました。

また、国際貨物輸送につきましては、輸出は、海外経済の減速を背景に主に中国向けで減少し、持ち直しの動きに足踏みがみられました。輸入は、国内消費の低迷により低調に推移しました。

このような環境の下、当社グループは、将来にわたって持続的な成長を遂げるため、『市場と顧客に選ばれる企業』を将来のありたい姿として掲げ、事業を展開する市場だけではなく株式市場や労働市場においても、より多くの方々に魅力的であると認識され、選ばれる企業を目指しております。

また、『将来のありたい姿』に向けた第2ステップとして、当期を最終年度とする中期経営計画『ステップアップ AZUMA2023』に基づき、ESG経営からSDGs達成に貢献するため、将来を見据えた拡大事業を中心に経営資源を集中することで収益力と資本効率の向上を目指すことを基本方針とし、その戦略として(1)企業基盤の強化、(2)グループ営業体制の推進、(3)事業ポートフォリオ別戦略の実行を掲げ、企業価値向上に向けた施策に取組んでまいりました。

企業基盤の強化については、当社サステナビリティ基本方針にて定めているマテリアリティに対して、解決に向けた取組みの検討を進めました。

グループ営業体制の推進については、営業組織の連携を強化し新規案件の獲得に取組みました。

事業ポートフォリオ別戦略の実行については、拡大事業の投資計画を実行し、稼働に向けた準備を進めました。

以上の結果、当期の営業収益は、397億4千6百万円と前期に比べ17億2千万円(4.1%)の減収となり、営業利益は2億8千8百万円と前期に比べ3億7千8百万円(56.7%)の減益、経常利益は1億5千2百万円と前期に比べ7億8千8百万円(83.8%)の減益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産の売却に関する特別利益を計上したこと等により3億1千7百万円と前期に比べ1億1千9百万円(60.3%)の増益となりました。

当期における事業別の概況は、次のとおりです。

<物流事業>

物流事業におきましては、国際貨物について、海外経済は一部の地域において持ち直しの動きがみられるものの、中国経済の減速が下押し圧力となり、1隻あたりのコンテナ積載数量が減少し、総じて海上コンテナの取扱量は減少しました。また、トランステナー入替工事が完了したことや取扱量の減少に伴い関連費用も減少しました。ロシア・中央アジア関連貨物については、ウクライナ情勢等の影響により、ロシア向けの生産関連貨物や消費財関連貨物の取扱量は引き続き減少しました。中央アジア向けの自動車関連貨物や設備関連輸送については、取扱量は前年並みとなりました。

液体輸送関連貨物については、輸入の取扱いは堅調に推移したものの、輸出需要の低迷により総じて取扱量は減少しました。

また、国内貨物については、住宅投資が建設コスト増加の影響を受けて低調に推移したこと等により、建材関連貨物が弱い荷動きとなり、カーフェリー輸送や陸上輸送の取扱量は減少しました。

これらの結果、物流事業の営業収益は、298億9百万円と前期に比べ17億7千3百万円 (5.6%) の減収となりました。

<海運事業>

海運事業におきましては、内航船について、セメント船は、公共投資や設備投資において一定の需要があったものの、資材価格や労務費用の高騰、建設現場における人手不足を背景とした工期の長期化により取扱量が減少しました。内航貨物船は、一般貨物船において、建設発生土等の輸送量が増加しました。粉体船においては、2023年3月末に1隻が契約終了となり減船した影響を受け、取扱量は減少しました。外航船は、一般貨物船において、航海数は前年並みで推移しましたが、海上運賃市況の下落により収益は減少しました。

旅客船配乗業務については、社会経済活動の正常化に伴うインバウンド需要の増加を受け、 稼働率が向上したことにより、収益は増加しました。

これらの結果、海運事業の営業収益は、90億3千6百万円と前期に比べ2千8百万円 (0.3 %) の増収となりました。

<不動産事業>

不動産事業におきましては、保有資産の適正な維持管理を行いました。

これらの結果、不動産事業の営業収益は、6億6千万円と前期に比べ1百万円(0.3%)の増収となりました。

<その他事業>

その他事業におきましては、植物工場のある東海地方において、病害虫被害の継続的な抑制を背景に、安定した生産活動を行えたことや計画的な工数管理が生産性の向上に繋がり、収穫量は増加しました。一方で、収穫量増加に伴い関連費用及び燃料費が増加しました。

これらの結果、その他事業の営業収益は、2億4千万円と前期に比べ2千2百万円(10.1%)の増収となりました。

事業別の営業収益及び構成比は、次のとおりです。

事		業		別	営	業	収	益	構	成	比
物	流		事	業		29	9,809론	万円			75.0%
海	運		事	業		(9,036邑	万円			22.7%
不	動	産	事	業			660百	万円			1.7%
そ	の	他	事	業			240百	万円			0.6%
	合		計			39	9,746Ĕ	万円			100.0%

(2) 設備投資等の状況

当期は、倉庫の拡充や改修による機能強化、貨物自動車をはじめとした輸送設備・荷役機 器等の購入等を実施いたしました。

これらの総額は、29億4千8百万円であり、自己資金及び借入金で賄いました。 次期の主な設備投資としては、既存倉庫機能の強化、新倉庫の建設等を予定しております。

(3) 資金調達の状況

当期は、長期借入金及び短期借入金により39億5千2百万円を資金調達いたしました。 一方、長期借入金、短期借入金及び長期未払金を33億3千9百万円返済いたしました。 この結果、当社グループの連結有利子負債残高は、85億1千1百万円と前期に比べ6億1千 2百万円増加いたしました。

(4) 対処すべき課題

2024年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復の動きが見込まれる一方で、賃金の上昇が物価の上昇に追いつかず個人消費の停滞が懸念されるほか、慢性化した人手不足による供給制約や、中国をはじめとする海外経済の減速等、景気低迷の要因となる多くのリスクに留意する必要があり、引き続き不透明な状況で推移するものと予想されます。

2023年度を最終年度とする中期経営計画『ステップアップ AZUMA2023』の総括と現時点において予想される今後の事業環境の変化を踏まえ、2024年度から2026年度の3ヵ年を対象期間とする新たな中期経営計画を策定いたしました。

中期経営計画の概要は、次のとおりです。

<26中期経営計画>

- 1. 基本方針
- (1) 将来のありたい姿に向けて、利益向上を目的とした基本戦略を展開し、ステークホルダー (株主、従業員、取引先、地域社会)の期待に応えるとともに、成長投資を実行することにより、企業価値向上を図る。
- (2) マテリアリティの解決をはじめとしたESG経営を推進し、持続的社会の発展に貢献する。

2. 基本戦略

- (1) 事業戦略
 - ▶既存領域の深化(拡大事業:倉庫、フォワーディング、輸出入通関、海外)
- ▶収益基盤の維持(基盤事業:海運、コンテナターミナル、不動産)
- ▶利益の安定化(最適化事業:陸運、アグリ、その他、不採算事業)
- ▶営業部門の増強
- ▶ICT 戦略の推進
- (2) 組織・人材・財務戦略
- ▶組織力の強化
- ▶人的資本経営の推進
- ▶資本コストや株価を意識した経営の実現
- (3) ガバナンスの強化
- ▶コンプライアンスの徹底
- ▶リスクマネジメントの強化

株主の皆様には、今後とも、当社グループに格別のご理解と、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

Σ	区 分		区 分		区 分		2020年度 第120期	2021年度 第121期	2022年度 第122期	2023年度 第123期(当期)
営	業	収	益	39,001百万円	39,613百万円	41,467百万円	39,746百万円			
経	常	利	益	734百万円	889百万円	941百万円	152百万円			
親会社	上株主に帰属	する当期	純利益	393百万円	635百万円	197百万円	317百万円			
1 株	当たり	当期純	利益	14.16円	22.85円	7.10円	11.36円			
純	貨	Ĭ	産	15,469百万円	16,133百万円	16,317百万円	16,983百万円			
総	貨	Ĭ	産	36,000百万円	37,353百万円	37,545百万円	38,729百万円			
1 株	当たり	純資	産 額	554.43円	577.22円	581.21円	603.64円			

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、小数点第三位を四捨五入して表示しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第121期の期首から 適用しており、第121期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の 指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	区分		2020年度 第120期	2021年度 第121期	2022年度 第122期	2023年度 第123期(当期)	
営	業	収	益	33,101百万円	33,471百万円	34,690百万円	33,928百万円
経	常	利	益	720百万円	857百万円	697百万円	484百万円
当期	当期純利益又は当期純損失 (△)			401百万円	467百万円	△21百万円	296百万円
1株当	たり当期純利益	又は当期純損	佚 (△)	14.45円	16.81円	△0.77円	10.60円
純	資	Ę	産	13,776百万円	14,193百万円	14,098百万円	14,534百万円
総				31,687百万円	32,914百万円	32,913百万円	34,788百万円
1 1	朱当たり	ノ純 資	産額	495.38円	510.03円	505.63円	520.22円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額につきましては、小数点第三位を四 捨五入して表示しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第121期の期首から 適用しており、第121期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の 指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主	要な事業に	内容
近 畿 港 運 株 式 会 社	40百万円	96.7%	港湾	運	送 業
イースタンマリンシステム株式会社	50百万円	100%	船舶	貸	渡業
豊前久保田海運株式会社	10百万円	100%	内航	海	運業
アヅマ・ロジテック株式会社	100百万円	100%	貨物自	動車運	送事業
関東エアーカーゴ株式会社	30百万円	100%	貨物自	動車運	送事業
タンデム・ジャパン株式会社	50百万円	51.0%	国際複	合一貫	輸送業
東成マリン株式会社	20百万円	100%	船員	派遣	事業
AZM MARINE S.A.	1,000USドル	100%	外 舫	海	運業
東華貨運代理 (青島) 有限公司	930万人民元	100%	国際貨	物輸送	代理業

(7) 主要な事業内容

① 物流事業

港湾運送業海運貨物の受渡、港湾荷役、艀運送及び荷捌保管業務

陸 上 運 送 業 一般貨物自動車、大型トレーラ車、バラセメント車等による

貨物の運送及びコンテナ輸送並びに引越業務

倉 庫 業 寄託貨物の倉庫における保管業務

倉庫・工場内作業請負業 得意先の倉庫・工場内における貨物の保管、移動、梱包及び

搬出入業務

通 関 業 輸出入貨物の税関に対する通関手続代行業務

航空貨物取扱業 航空貨物の集貨、受渡などの取扱業務

船 舶 代 理 店 業 内外船社の運航及び集貨の代理店業務

国際複合一貫輸送業輸出入貨物の海外一貫輸送の取扱業務

② 海運事業

海 運 業 セメント専用船並びに一般貨物船による内航及び外航輸送業務 船 員 派 遣 業 旅客船の配乗業務

③ 不動産事業

不 動 産 業 不動産の賃貸業務

④ その他事業

農産物生産・販売業 農産物の生産管理及び販売業務

(8) 主要な営業所

① 当 社

	:	名 和	尓					所在	生 地		
本					社	東	京	都	中	央	X
京	浜	事	È	¥	部	東	京	都	大	\blacksquare	X
関	東	事	È	¥	部	千	葉	県	千	葉	市
中	部	事	È	¥	部	愛	知	県	名	古屋	市
九	州	事	È	¥	部	福	岡	県	北	九州	市
海	運	事	È	¥	部	東	京	都	中	央	区
東	京 陸	運	事	業	部	東	京	都	江	東	区

② 子会社

名 称	所 在 地
近畿港運株式会社	大 阪 府 大 阪 市
イースタンマリンシステム株式会社	大 分 県 大 分 市
豊前久保田海運株式会社	福岡県北九州市
アヅマ・ロジテック株式会社	東京都江東区
関東エアーカーゴ株式会社	埼 玉 県 さいたま市
タンデム・ジャパン株式会社	神奈川県横浜市
東成マリン株式会社	東京都中央区
AZM MARINE S.A.	パナマ共和国 パ ナ マ 市
東華貨運代理(青島)有限公司	中華人民共和国 青島 市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
824	4名 8名減

- (注) 従業員数には、臨時従業員195名が含まれておりません。
- ② 当社の従業員の状況

従業	員数	前期末比増減数
	575名	12名減

(注) 従業員数には、臨時従業員179名が含まれておりません。

(10) 主要な借入先

			借	J	(5	ŧ				借入額
株	式	会	社	Ξ	井	住	<u></u> カ	Z	銀	行	2,114百万円
神	奈		Ш	児	Į.	楫	Ė	浜		市	1,244百万円
三	井伯	友	信	託	銀	行	株	式	会	社	1,069百万円
株	式	会	社	7	΄,	ず	ほ	i	銀	行	799百万円
株	式	会	.	社	Ш			金	艮	行	660百万円
株	式会	社		本	政	策	投	資	銀	行	636百万円
株	式	会	社	<i>\b</i> _	J	そ	な	i	銀	行	565百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

96,000,000株

(2) 発行済株式の総数

28,923,000株 (自己株式 582,681 株含む)

(3) 株 主 数

30,111名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
太平洋セメント株式会社	11,100千株	39.17%
鈴 与 建 設 株 式 会 社	3,800千株	13.41%
鈴 与 株 式 会 社	1,000千株	3.53%
む さ し 証 券 株 式 会 社	960千株	3.39%
株 式 会 社 商 船 三 井	880千株	3.11%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	446千株	1.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	372千株	1.31%
東 海 運 持 株 会	325千株	1.15%
三井住友信託銀行株式会社	300千株	1.06%
東京海上日動火災保険株式会社	280千株	0.99%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を除き、小数点第三位を四捨五入して計算しております。
 - 2. 当社は、自己株式582,681株を保有しておりますが上記大株主から除いております。 なお、自己株式には、株式報酬制度「役員向け株式交付信託」の信託財産として、当該信託が保有する株式401,900株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会の決議を経て、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役(社外取締役を除く)を対象に、株式交付信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

なお、当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

				区		分					株式数	交付対象者数
取	締	役	(社	外	取	締	役	を	除	<)	55,334 株	1名

(注) 2024年3月29日現在における役員向け株式交付信託が保有する当社株式は401,900株です。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2024年3月31日現在)

氏	2	3		地	位	担当	重要な兼職の状況
松井	伸	介	代表	表取締?	役社長	監査部管掌	
柳田	祥	_	取締	行常務幹	执行役員	特命事項担当 (コンテナ船社、コンテナ ターミナル、港運業界)	
斯波	伸	宏	取締	役常務韓	执行役員	人事部、経理部、海外企画部、 関東事業部担当	
小熊	佳	司	取締	役常務韓	执行役員	営業本部長	横浜液化ガスターミナル株式会社 代表取締役副社長
中 山	典	昭	取締	役常務韓	执行役員	サステナビリティ推進部、企画 管理部、海運事業部担当	
根津	由	明	取締	预常務幹	执行役員	京浜事業部、中部事業部、九州 事業部担当	
大 杉	秀	雄	取	締	役		公認会計士大杉秀雄事務所 公認会計士
吉田		稔	取	締	役		
勝海	和	弘	取	締	役		
大田	耕	作	常	勤監	査 役		
志々目		史	監	査	役		志々目法律事務所 弁護士、 澁澤倉庫株式会社 社外監査役、 株式会社横河ブリッジホールディングス 社外監査役
三塚	_	彦	監	査	役		三塚一彦税理士事務所 税理士
前田	安	彦	監	査	役		

- (注) 1. 取締役大杉秀雄氏、吉田稔氏及び勝海和弘氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役大田耕作氏、志々目昌史氏及び三塚一彦氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 取締役大杉秀雄氏、吉田稔氏及び勝海和弘氏並びに監査役大田耕作氏、志々目昌史氏及び三塚一彦氏は、東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。
 - 4. 監査役三塚一彦氏は、税理士として、専門的な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度末日後に、次のとおり異動がありました。

	氏 名			会社における地位及び担当	当並びに重要な兼職の状況	異動年月日
	LU	- d		異動後	異動前	— 共 <u></u>
柳	Ш	祥 -	_	取締役特命事項担当	取締役常務執行役員 特命事項担当 (コンテナ船社、コンテナ ターミナル、港運業界)	2024年4月1日
斯	波	伸易	1/2	取締役特命事項担当	取締役常務執行役員 人事部、経理部、海外企画部、 関東事業部担当	同上
中	Ш	典品	22	取締役常務執行役員 サステナビリティ推進部、 海運事業部担当	取締役常務執行役員 サステナビリティ推進部、 企画管理部、海運事業部担当	同上
根	津	由明	月	取締役常務執行役員 京浜事業部、関東事業部、 中部事業部、九州事業部担当	取締役常務執行役員 京浜事業部、中部事業部、 九州事業部担当	同上

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を社外取締役及び監査役全員との間で締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、600万円又は法令に定める最低限度額のうちいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び国内外連結・非連結子会社取締役、監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、経営目標を達成するために、直近の業績のみならず、中長期的な成果をも重視すべきであると考えております。取締役の報酬体系並びに報酬水準を決定するにあたっては、これらを勘案し、報酬がインセンティブとして有効に機能することを決定方針としております。また、個々の報酬につきましては、役職、職責、役割に応じて報酬額を決定しております。なお、上記決定方針は、2021年2月25日の取締役会において決議しております。

社内取締役の報酬は、経営目標の達成成果を考慮し、当社従業員の給与水準を勘案したうえで報酬委員会にて決定しており、固定報酬及び株式報酬にて支給しております。固定報酬及び株式報酬の支給割合は、おおよそ9:1としております。

社外取締役の報酬は、報酬委員会の協議にて決定し、客観的な視点で経営判断を監視する観点から、固定報酬として基本報酬のみを支給しております。

監査役の報酬は、監査役の協議にて決定し、高い独立性の確保の観点から、固定報酬として 基本報酬のみを支給しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会は経営目標の達成成果を考慮し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年6月28日であり、決議の内容は、取締役月額報酬総額の上限を3千万円以内(ただし、定款で定める取締役の人数は15名以内とし、使用人兼務役員の使用人給与は含まない。)、監査役月間報酬総額の上限を3.5百万円以内(定款で定める監査役の人数は4名以内とする。)とするものです。当該定時株主総会終結時点の員数は取締役(社外取締役を除く。)8名、監査役3名です。

なお、上記報酬限度額とは別枠で2019年6月27日開催の株主総会において、株式報酬制度の導入を決議しており、当社取締役(社外取締役を除く。)を対象とする株式報酬の付与ポイントの上限を1事業年度あたり139,000ポイント(1ポイント=当社株式1株とする。)以内とするものです。当該定時株主総会終結時点の員数は取締役(社外取締役を除く。)9名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役報酬を公正に決定することを目的として報酬委員会を設置しており、報酬の最終決定を同委員会に委任することとしております。

なお、同委員会において委員長を務める代表取締役社長 松井伸介(監査部管掌)、取締役常務執行役員 柳田祥一(特命事項担当(コンテナ船社、コンテナターミナル、港運業界))、社外取締役 大杉秀雄氏、社外取締役 吉田稔氏、社外取締役 勝海和弘氏で構成され、委員の過半数を社外取締役とすることにより、客観性や報酬決定のプロセスにおける透明性及び独立性を確保しております。

④ 非金銭報酬等に関する事項

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式交付信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

本株式報酬制度の概要は、次のとおりです。

1	対象者	当社取締役(社外取締役を除く。)
2	対象期間	2019年6月28日から2024年6月の定時株主総会終結の日まで
3	②の対象期間において、①の対象者に交付するために 必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭 の上限	合計金187.5百万円
4	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場 (立会外取引を含む。) から取得する方法
(5)	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1 事業年度あたり139,000ポイント (1ポイント=当社株式1株)
6	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
7	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(II CI C. ()	報酬等の総額	報酬等の	対象となる		
役員区分	(千円)	固定報酬	株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	役員の員数 (名)
取締役	196,120	178,095	18,025	18,025	10
監査役	30,678	30,678	_	_	4
(うち社外役員)	(45,195)	(45,195)	(—)	(—)	(6)

- (注) 1. 取締役に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、すべて株式報酬です。
 - 2. 2023年6月29日開催の第122回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬等の額及び員数が含まれております。
 - 3. 上記報酬の他、2023年4月1日から2024年3月31日までの期間において、使用人兼務役員に支払った使用人給与相当額はございません。
 - 4. 株式報酬の交付状況は、「2.会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係 各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の事業年度中の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	大 杉 秀 雄	当期において開催された取締役会20回のうち20回に出席し、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の企業財務及び会計分野についての発言を行っております。
取締役	吉田 稔	当期において開催された取締役会20回のうち20回に出席し、必要に応じて、主に金融機関での豊富な経験を踏まえ、企業財務及び会計分野についての発言を行っております。
取締役	勝海和弘	当期において開催された取締役会20回のうち20回に出席し、必要に応じて、主に他社の取締役としての経験を踏まえ、議案審議等に際し発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	大田耕作	当期において開催された取締役会20回のうち20回に、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じて、主に他社の取締役としての経験を踏まえ、議案審議等に際し、適宜発言を行っております。
監査役	志々目昌史	当期において開催された取締役会20回のうち20回に、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築及び改善についての発言を行っております。
監査役	三塚一彦	当期において開催された取締役会20回のうち20回に、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じて、主に税理士としての専門的見地から、当社の企業財務及び会計分野についての発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役大杉秀雄氏は、公認会計士として企業財務及び会計分野に関する豊富な経験を有しており、当該視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役吉田稔氏は、金融機関において企業財務及び会計分野に関する豊富な経験を有しており、当該視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役勝海和弘氏は、当社と同業界においての豊富な経験を有するほか、企業経営に携わってきた経営経験を有しており、当該視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額

42.000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

42.000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度 に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、その決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、上記場合のほか、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当し、解任することが相当と認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その 他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記の体制について、取締役会において決議しております。

当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令遵守を確保するため、コーポレートガバナンスと有機的に一体となった内部統制システムを以下の方針に基づき整備するものとし、既存の規程、組織及び運用方法を継続的に改善いたします。

(1) 当社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款はもちろんのこと、経営理念、行動指針、社内規程をはじめ企業倫理を遵守し、自律的に管理できる企業風土を醸成するための体制を整備するものといたします。

具体的には、コンプライアンス規程、内部通報規程、コンプライアンスマニュアルに基づき、コンプライアンス委員会を中心に、計画の策定、その実施・確認、社内通報への対応、法令違反事件についての調査・是正措置及び再発防止策の実施並びにそのフォローアップ、社内教育などを行います。

また、当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、警察や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などと連携し、反社会的勢力の排除に協力いたします。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、透明で公正な事業活動を行うため、法令、定款、証券取引所規則及び社内規程に基づき、情報を適切に管理できる体制を整備するものといたします。

具体的には、取締役会規程、経営会議規程、文書管理規程、情報セキュリティ基本規程、個 人情報保護規程などに基づき、文書をはじめ種々の情報を適切に取得、作成、処理、保管・保 存及び廃棄いたします。

また、円滑な情報伝達のため、コンピュータシステム及びネットワークを整備・活用し、電子文書管理システムを導入するなど、情報が迅速且つ効率的に共有できる仕組みを整備していくものといたします。

さらに、当社は上場企業として、市場から信頼を得るため、東京証券取引所が定める適時開示規則及び社内で定める情報開示基本方針に基づき、会社情報の適時・適切な開示を行うとともに、インサイダー情報についても、インサイダー情報管理規程に基づき適切に管理するものといたします。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の企業価値の最大化と継続的発展を阻害するリスクを適切にコントロールするとともに、リスクが顕在化した場合において、適切な活動をもって対応することにより、当社の被害を最小限とするため、リスク管理体制を整備するものといたします。

具体的には、リスク管理基本方針、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を推進組織 として、その適切な運用を図るものといたします。

また、契約の締結にあたっては、法務担当部門が内容の審査を行うものといたします。

さらに、経理規程、防災規程、与信管理規程、情報セキュリティ基本規程、安全衛生管理規程などにより、個別の重大なリスクに対応するものといたします。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役による取締役会での意思決定、それに基づく職務執行及びその職務執行の監督が効率的に行われるよう、コーポレートガバナンスを適切に構築するとともに、職務執行に係る組織及び戦略に関する体制を整備するものといたします。

具体的には、意思決定については、取締役会規程及び経営会議規程に基づき、適正な手続きにより行うものといたします。また、経営会議を設置することなどで、意思決定が効率的に行われる仕組みといたします。

職務執行については、業務規程、職務権限・責任規程に基づき、本部・部・室・事業部などの組織を整備するとともに、代表取締役から各ライン、末端までの業務の委任関係について責任と権限を明確にし、職務執行が適切かつ有効に実施できる体制といたします。また、当社は、経営戦略を具体化するために、中期経営計画を策定し、それを事業年度ごとの年度計画に落とし込み、予算制度や人事制度とリンクした形で各組織に下方展開するものといたします。

各組織の職務執行については、内部監査規程に基づき、内部監査部門が、内部監査組織として監査を行うことなどにより、その適切性・有効性を確保するものといたします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における内部統制システム

当社は、当社グループ各社の自立性を尊重する中で、経営戦略を共有化し、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、グループにおける内部統制システムを整備するものといたします。

①当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程により、子会社の財務諸表、事業報告その他の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について当社への定期的な報告を義務付けるものといたします。

また、子会社社長が出席する各種会議体などの場を利用し、情報交換を行う中でグループ経営を推進するものといたします。

②当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理委員会を開催し、子会社におけるリスクの把握及び管理に努めるものといたします。

子会社は、重大な危機が発生した場合、直ちに当社のリスク管理委員会に報告し、当社は事案に応じた支援を行うものといたします。

また、子会社は、リスク管理に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するため、子会社の役職員に対してリスク管理に関する研修などを行うものといたします。

③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、グループ経営の円滑且つ確実な推進のため当社における子会社の担当取締役及び所 管部署を選任し、子会社との密接な連携のもと、必要な助言・提言を行うものといたします。 また、当社はグループ中期経営計画を策定し、子会社に展開し、グループ全体の効率的な運 営を行うものといたします。

④当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

当社は、当社より取締役又は監査役を子会社に配置し、子会社の役職員の業務執行の状況について把握するとともに、当社の内部監査部門による内部監査を実施することにより、業務の適正を確保するものといたします。

また、子会社は、法令遵守に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するため、子会社の役職員に対してコンプライアンスに関する研修などを行うものといたします。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からその職務を補助するための使用人を置くことを求められた場合、その請求の趣旨を尊重し、適切に対応するものといたします。

(7) 当社の監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を置くものとした場合、監査役監査が適正に行われるよう、取締役からの独立性を確保するものといたします。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を置くものとした場合、当該使用人の異動、処遇、懲戒について監査役と事前協議のうえ、実施するものといたします。

(9) 当社の監査役に報告するための体制

(1)当社の役職員が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

当社は、監査役監査が適時・適切な情報に基づき行われることを担保するため、必要な情報をタイムリーに監査役に対し報告できる体制を整備するものといたします。

具体的には、監査役が経営会議などの重要な会議に出席できる体制とするものといたします。 また、決裁書、重要な報告書・議事録などを監査役が回覧・閲覧する仕組みとするものとい たします。

さらに、監査役が、CSR統括委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、危機対策本部などにオブザーバーとして出席できるものとし、会社に生じた重要な事実についても、 監査役に対して迅速に報告できる体制とするものといたします。 ②当社の子会社の役職員及び役職員より内部通報を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社の役職員がその業務執行に関し監査役から報告を求められた場合、迅速に報告できる体制を整備するものといたします。

また、コンプライアンス委員会は、子会社の役職員からの内部通報について、監査役に迅速 に報告するものといたします。

(10) 前項の内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、子会社の役職員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないものといたします。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務 の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条の規定に基づく費用の前払い又は償還の手続をした場合又は会計監査人・弁護士、その他の社外専門家に対して相談する場合、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものといたします。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役との情報交換を適宜行い、監査役が監査を行う上で必要な意見、要望、提案などを提出できる体制を整備するものといたします。

具体的には、取締役会、経営会議の席上はもちろん、日常において、監査役と取締役とが適 宜情報交換できる環境を整備するものといたします。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正 を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社は、コンプライアンス委員会を定例開催し、当社グループのコンプライアンスの遵守の 状況を定期的に確認し、継続的な改善を図るとともに、従業員を対象にコンプライアンスに関 する教育を実施し、コンプライアンスの意識の向上を図りました。

また、当社は内部通報規程により内部通報窓口を設置し、法令違反その他のコンプライアンス違反に関する通報を可能とすることによりコンプライアンスの実効性の確保を図りました。

(2) 当社の取締役の職務執行の情報の保存及び管理に対する取組み

当社は、取締役会議事録、付議書その他の職務執行に関する文書について、法令及び社内規程に基づき、情報の適切な保存、管理を行いました。

(3) リスク管理に対する取組み

当社は、リスク管理委員会を定例開催し、当社グループのリスク管理の状況を定期的に確認し、的確に対応いたしました。

(4) 当社の取締役の職務執行の適正及び職務執行が効率的に行われることに対する取組み

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月に1回以上開催し、法令、定款及び社内規程に定められた職務執行に係る重要事項を審議し、決定するとともに経営の透明性、健全性を図りました。

(5) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み

当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社の経営を管理するとともに、当社の内部 監査部門によるグループ会社の業務監査を定期的に実施し、業務の適正性を確保しました。 当社は、グループ会社の経営責任者を含めた経営会議を定例開催し、経営状況の把握や重要

事項の検討を行いました。

(6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

当社の監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査実施基準に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、会計監査人、内部監査部門と連携することで、監査の実効性の向上を図りました。

【備考】

百万円単位及び千円単位の記載金額並びに千株単位の株式数は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

建和貝伯列照衣 (2024年3月31日現在)					
科目	金額				
(資産の部)					
流動資産	14,233,383				
現金及び預金	6,053,801				
受取手形	609,499				
営業未収金	6,097,196				
契約資産	111,622				
棚卸資産	67,427				
その他	1,296,399				
貸倒引当金	△2,562				
固定資産	24,496,589				
有形固定資産	18,935,477				
建物及び構築物	5,655,509				
機械装置及び運搬具	52,174				
船舶	1,140,390				
土地	8,620,840				
リース資産	1,089,259				
建設仮勘定	2,337,063				
その他	40,240				
無形固定資産	1,443,339				
リース資産	11,070				
その他	1,432,269				
投資その他の資産	4,117,772				
投資有価証券	3,540,798				
長期貸付金	135,942				
長期前払費用	63,494				
繰延税金資産	10,433				
その他	405,608				
貸倒引当金	△38,505				

資産合計

	(単位:千円)
科目	金額
(負債の部)	
流動負債	10,900,448
営業未払金	4,384,845
短期借入金	3,128,064
リース債務	433,955
未払法人税等	145,989
契約負債	134,243
賞与引当金	405,863
災害損失引当金	11,500
関係会社事業整理損失引当金	47,262
資産除去債務	163,007
その他	2,045,718
固定負債	10,846,229
長期借入金	4,442,288
長期未払金	852,975
長期前受金	1,776,232
リース債務	863,358
繰延税金負債	523,901
特別修繕引当金	143,995
役員株式報酬引当金	65,974
退職給付に係る負債	1,237,260
資産除去債務	568,621
その他	371,620
負債合計 (純資産の部)	21,746,678
株主資本	15,687,425
体工具本 資本金	2,294,985
資本剰余金	1,483,467
利益剰余金	12,193,715
自己株式	△284,743
その他の包括利益累計額	1,177,307
その他有価証券評価差額金	972,441
為替換算調整勘定	94,685
退職給付に係る調整累計額	110,180
非支配株主持分	118,562
純資産合計	16,983,295
負債純資産合計	38,729,973

38,729,973

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(単位:十円)
科 目	金	額
営業収益		
物流事業収益	29,809,168	
海運事業収益	9,036,181	
不動産事業収益	660,648	
その他事業収益	240,649	39,746,648
営業費用		
物流事業費用	27,430,254	
海運事業費用	8,396,467	
不動産事業費用	118,365	
その他事業費用	226,736	36,171,824
営業総利益		
物流事業総利益	2,378,913	
海運事業総利益	639,714	
不動産事業総利益	542,283	
その他事業総利益	13,912	3,574,824
販売費及び一般管理費		3,286,534
営業利益		288,289
営業外収益		
受取利息	8,800	
受取配当金	133,337	
為替差益	33,081	
受取賃貸料	42,106	
助成金収入	19,253	
保険金収入	25,668	
その他	28,645	290,893
営業外費用		
支払利息	69,242	
持分法による投資損失	273,095	
コミットメントフィー	25,621	
シンジケートローン手数料	22,666	
その他	35,970	426,596
経常利益		152,586

科 目	金	額
特別利益		
固定資産売却益	549,545	
災害による保険金収入	13,150	
関係会社清算損失引当金戻入額	638	563,334
特別損失		
固定資産処分損	52,084	
減損損失	62,590	
関係会社事業整理損	47,262	
災害による損失	11,500	173,437
税金等調整前当期純利益		542,482
法人税、住民税及び事業税	264,006	
法人税等調整額	△57,864	206,142
当期純利益		336,340
非支配株主に帰属する当期純利益		19,327
親会社株主に帰属する当期純利益		317,013

連結株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	2,294,985	1,483,467	12,036,475	△301,363	15,513,565		
当期変動額							
剰余金の配当			△198,382		△198,382		
親会社株主に帰属する 当期純利益			317,013		317,013		
自己株式の取得				△0	△0		
自己株式の処分				16,620	16,620		
持分法の適用範囲の変動			38,608		38,608		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					_		
当期変動額合計	_	_	157,239	16,619	173,859		
当期末残高	2,294,985	1,483,467	12,193,715	△284,743	15,687,425		

その他の包括利益累計額					非支配	
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	株主持分	純資産合計
当期首残高	649,154	55,539	△12,416	692,277	111,511	16,317,354
当期変動額						
剰余金の配当				-		△198,382
親会社株主に帰属する 当期純利益				_		317,013
自己株式の取得				_		△0
自己株式の処分				ı		16,620
持分法の適用範囲の変動				-		38,608
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	323,287	39,146	122,597	485,030	7,050	492,081
当期変動額合計	323,287	39,146	122,597	485,030	7,050	665,940
当期末残高	972,441	94,685	110,180	1,177,307	118,562	16,983,295

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	<u> </u>
流動資産	11,845,233
現金及び預金	4,498,864
受取手形	466,182
営業未収金	5,416,101
契約資産	107,346
棚卸資産	55,837
前払費用	77,966
短期貸付金	139,396
未収入金	158,578
未収還付消費税等	130,714
仮払金	94,284
立替金	702,361
貸倒引当金	△2,400
固定資産	22,943,725
有形固定資産	17,291,005
建物	5,100,758
構築物	502,690
機械装置	41,955
船舶	16,455
車両運搬具	9,157
工具、器具及び備品	38,111
土地	8,476,352
リース資産	768,460
建設仮勘定	2,337,063
無形固定資産	1,394,096
借地権	1,307,334
電話加入権	19,074
ソフトウェア	51,089
施設利用権	4,107
リース資産	11,070
ソフトウェア仮勘定	1,420
投資その他の資産	4,258,624
投資有価証券	2,862,067
関係会社株式	654,910
出資金	18,069
関係会社出資金	102,508
長期貸付金	327,404
長期前払費用	63,226
その他投資	266,456
貸倒引当金	△36,019
資産合計	34,788,959

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	10,085,099
営業未払金	3,883,747
短期借入金	2,137,500
一年以内返済長期借入金	906,500
リース債務	326,105
未払金	342,730
未払法人税等	121,514
契約負債	124,588
未払費用	457,645
前受金	77,913
預り金	1,018,561
賞与引当金	354,000
災害損失引当金	11,500
関係会社事業整理損失引当金	159,786
資産除去債務	163,007
固定負債	10,169,710
長期借入金	4,231,000
長期未払金	849,166
長期前受金	1,776,232
リース債務	615,326
長期預り保証金	205,624
繰延税金負債	513,063
特別修繕引当金	42,875
役員株式報酬引当金	65,974
退職給付引当金	1,259,251
資産除去債務	568,621
その他	42,574
負債合計	20,254,810
(純資産の部)	12 560 625
株主資本 資本金	13,568,625 2,294,985
貝本並 資本剰余金	1,515,694
資本準備金	1,505,865
その他資本剰余金	9.829
利益剰余金	10,042,689
利益準備金	300,000
その他利益剰余金	9,742,689
配当準備積立金	280,000
土地圧縮積立金	2,047,594
固定資産圧縮積立金	220,677
別途積立金	3,900,000
繰越利益剰余金	3,294,417
自己株式	△284,743
評価・換算差額等	965,523
その他有価証券評価差額金	965,523
純資産合計 負債純資産合計	14,534,149 34,788,959
只识代只任口司	34,700,939

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

科目	金	額
営業収益	117	
物流事業収益	24,052,420	
海運事業収益	8,934,932	
不動産事業収益	700,558	
その他事業収益	240,649	33,928,560
営業費用		
物流事業費用	21,985,648	
海運事業費用	8,366,207	
不動産事業費用	118,909	
その他事業費用	226,736	30,697,502
営業総利益		
物流事業総利益	2,066,772	
海運事業総利益	568,725	
不動産事業総利益	581,648	
その他事業総利益	13,912	3,231,058
販売費及び一般管理費		2,911,925
営業利益		319,132
営業外収益		
受取利息	11,041	
受取配当金	150,122	
為替差益	29,665	
受取賃貸料	42,370	
助成金収入	16,711	
保険金収入	9,331	
その他	29,435	288,678
営業外費用		
支払利息	57,536	
コミットメントフィー	25,621	
シンジケートローン手数料	22,666	
その他	17,133	122,957
経常利益		484,853

科 目	金	額
特別利益		
固定資産売却益	547,668	
災害による保険金収入	13,150	
関係会社清算損失引当金戻入額	638	561,457
特別損失		
固定資産処分損	52,039	
減損損失	62,250	
関係会社株式評価損	119,903	
関係会社事業整理損	294,785	
貸倒引当金繰入額	6,738	
災害による損失	11,500	547,217
税引前当期純利益		499,092
法人税、住民税及び事業税	248,221	
法人税等調整額	△45,168	203,052
当期純利益		296,039

株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

			株	主	本		
		資	本 剰 余	金	利	益 剰 余	金
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,294,985	1,505,865	9,829	1,515,694	300,000	9,645,031	9,945,031
当期変動額							
剰余金の配当				_		△113,361	△113,361
剰余金の配当 (中間配当)				-		△85,020	△85,020
当期純利益				-		296,039	296,039
自己株式の取得				_			_
自己株式の処分				_			_
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							_
当期変動額合計	1	1		ı	1	97,657	97,657
当期末残高	2,294,985	1,505,865	9,829	1,515,694	300,000	9,742,689	10,042,689

	株主資本		評価・換		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△301,363	13,454,348	644,158	644,158	14,098,506
当期変動額					
剰余金の配当		△113,361		-	△113,361
剰余金の配当 (中間配当)		△85,020		_	△85,020
当期純利益		296,039		_	296,039
自己株式の取得	△0	△0		-	△0
自己株式の処分	16,620	16,620		_	16,620
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		_	321,365	321,365	321,365
当期変動額合計	16,619	114,277	321,365	321,365	435,642
当期末残高	△284,743	13,568,625	965,523	965,523	14,534,149

(注) その他利益剰余金の内訳

	配当準備 積 立 金	土地圧縮 積 立 金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計
当期首残高	280,000	1,902,558	236,474	3,900,000	3,325,999	9,645,031
当期変動額						
剰余金の配当					△113,361	△113,361
剰余金の配当 (中間配当)					△85,020	△85,020
土地圧縮積立の取崩		△753,414			753,414	-
土地圧縮積立の積立		898,451			△898,451	-
固定資産圧縮積立金の取崩			△15,797		15,797	-
当期純利益					296,039	296,039
当期変動額合計	_	145,036	△15,797	_	△31,582	97,657
当期末残高	280,000	2,047,594	220,677	3,900,000	3,294,417	9,742,689

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

東 海運株式会社 取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 礼治

指定有限責任社員 公認会計士 櫻田 寛子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海運株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

東 海運株式会社 取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 礼 治 指定有限責任社員 公認会計士 櫻 田 寛 子業務 執 行 社員 公認会計士 櫻 田 寛 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東 海運株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に

応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

東 海運株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 大田耕作印

社外監査役 志々目 昌 史 印

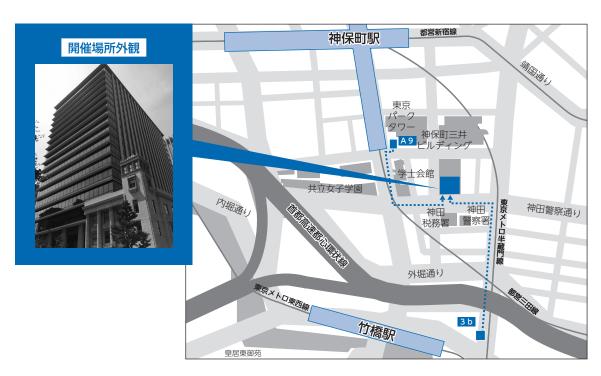
社外監査役 三塚 一彦 印

監 査 役前田安彦印

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア 3階 TKPガーデンシティPREMIUM神保町 プレミアムガーデン



- 都営三田線、都営新宿線「神保町駅| 下車A9出口より徒歩2分
- 東京メトロ半蔵門線「神保町駅」
- 下車A9出口より徒歩2分
- 東京メトロ東西線「竹橋駅」
- 下車3b出口より徒歩5分
- ※ 開催場所が昨年と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。
- ※ 駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう お願い申し上げます。

